

坂出市自主防災組織育成推進要綱

平成17年4月1日要綱第3号

坂出市自主防災組織育成推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)および坂出市地域防災計画の趣旨に基づき、本市における自主防災組織の育成を推進することに関し必要な事項を定めることにより、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地震、火災、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に被害を防止し、軽減し、または予防するため、住民が自主的に結成し、運営する組織であり、かつ、別表第1に掲げる活動を行うものをいう。
- (2) 住民組織 地域住民が組織する自治会等をいう。

(自主防災組織の基準)

第3条 自主防災組織の基準は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 住民組織を単位として結成された組織
 - イ 住民組織であって、その活動区域の地形、面積、構成世帯の規模、形態等の事情により自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該住民組織の意思により、地域を分割し、または統合して結成されたもの
- (2) 別表第2に例示する組織を編成し、かつ、その役割分担に基づいて活動する組織であること。

(育成の方針)

第4条 市長は、自主防災組織の育成に当たっては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

(結成の指導)

第5条 市長は、住民組織との交流の機会をとらえて、地域における防災意識の高揚を図り、自主的に自主防災組織を結成するよう指導するものとする。

(結成の届出)

第6条 住民組織は、自主防災組織を結成したときは、坂出市自主防災組織結成届(様式第1号)に役員名簿(様式第2号)、組織図(様式第3号)および規約を添えて、市長に届け出なければならない。

(活動等の指導)

第7条 市長は、自主防災組織の活動について、その実効性を期するため、活動を自発的かつ計画的に行うことができるよう働きかけるとともに、組織の活性化を図るよう指導するものとする。

(訓練の実施)

第8条 自主防災組織は、自らの地区における防災訓練等を計画的に実施するとともに、市が主催し、または共催する総合防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の活動能力の向上を図るものとする。

(変更の届出)

第9条 自主防災組織は、第6条の規定により、市長に届け出た内容等に変更が生じたときは、坂出市自主防災組織変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に届出がなされている自主防災組織については、この要綱第6条の規定による届出がなされたものとみなす。

別表第1(第2条関係)

	主な活動内容
平常時	1 平常時の備えおよび災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 2 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施

	<ul style="list-style-type: none"> 3 初期消火用資機材等の防災資機材および応急手当用医薬品の整備点検 4 食料，飲料水，生活必需品等の備蓄 5 地域における高齢者，障害者等の災害時要援護者の把握
災害時	<ul style="list-style-type: none"> 1 出火防止，初期消火の実施，正確な情報の収集・伝達 2 集団避難の実施，高齢者や障害者等の災害時要援護者の安否確認，移動補助等 3 救出・救護，炊出し等の実施，救援物資の分配，避難所の運営に対する協力等

別表第 2（第 3 条関係）

自主防災組織の役割分担（例）

活動の考え方	平常時の活動	災害時の活動
班構成	各班の役割は，業務を担当する班が中心となり，これに他の班が協力すること。	活動の必要がないときには，他の班に協力するなど，災害の実態に応じた体制を執ること。
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 1 庶務全般 2 各班との連絡調整 3 関係機関との調整 4 他の班の活動内容に属しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 庶務全般 2 各班との連絡調整 3 関係機関との調整 4 他の班の活動内容に属しないこと。
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災計画の策定・見直し 2 防災知識の普及 3 情報収集用資機材の整備・点検 4 情報収集および伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 1 関係機関および各班との連絡 2 災害情報の収集および伝達 3 ボランティアとの情報交換
消火班	<ul style="list-style-type: none"> 1 危険地域の把握 2 危険物，ガス等の点検 3 火気使用設備器具の点検 4 初期消火資機材の整備・点検 	<ul style="list-style-type: none"> 1 初期消火活動 2 出火防止の呼び掛け

	5 初期消火訓練	
救出救護班	1 応急手当の知識・技術の普及 2 応急手当用資機材の整備・点検 3 救出・救護訓練	1 負傷者等の救出・応急手当等
避難誘導班	1 避難路・避難場所の把握および周知 2 災害時要援護者の把握 3 避難誘導資機材の整備・点検 4 避難誘導訓練	1 安全な避難場所の周知 2 避難行動を促すための説得 3 避難誘導 4 要援護者の避難の介助
給食給水班	1 炊飯用資機材の整備・点検 2 炊出し訓練 3 炊出し・給水訓練 4 生活必需品等の備蓄	1 炊出しおよび給水 2 救援物資の分配等

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

坂出市長 殿

組織名

代表者名

印

自主防災組織結成届

自主防災組織を結成したので、次のとおり届けます。

名 称	
加入世帯数	世 帯
結成年月日	年 月 日
添付書類	(1) 役員名簿 (2) 組織図 (3) 規約

日常時には、防災訓練の実施など、防災対策の普及に努めます。

災害時には、初期消火活動、被災者の救出救護活動などを行います。

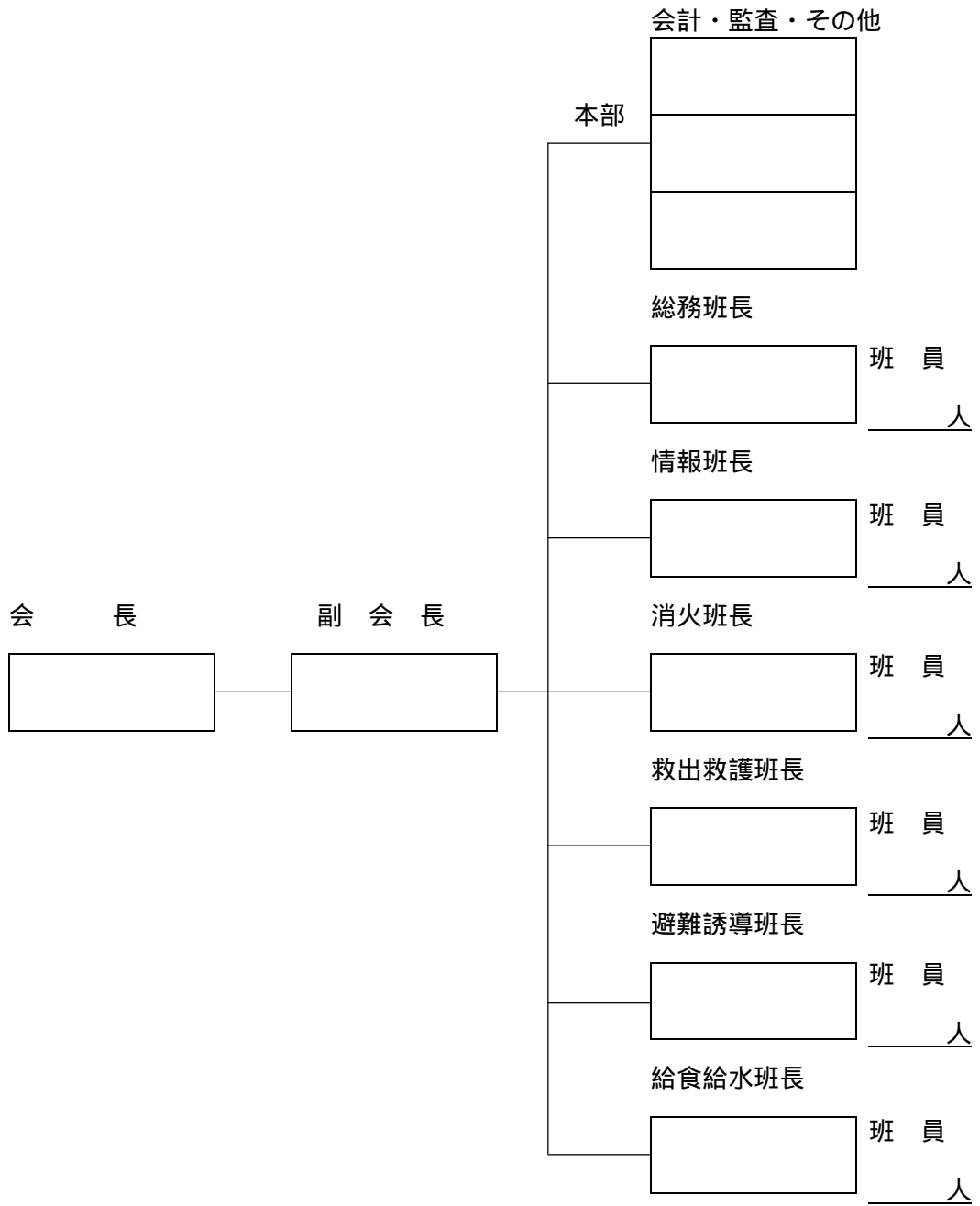
自主防災組織役員名簿

年 月 日

役職名	氏 名	住 所	電 話

備考 役職名は、班長以上を記載すること。

自主防災組織 組織図



年 月 日

坂出市長 殿

組織名

代表者名

印

坂出市自主防災組織変更届

自主防災組織を変更したので、次のとおり届けます。

名 称	
加入世帯数	世 帯
結成年月日	年 月 日
変更事項	
添付書類	(1) 役員名簿 (2) 組 織 図 (3) 規 約 (4) その他変更内容を表すもの